

# 工事費負担金契約書

契約者（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の託送供給等約款に基づく20●●年●●月●●日付「発電量調整供給兼基本契約申込み」（以下、「本申込み」という。）にもとづき甲の連系開始のために必要となる乙の設備工事（以下、「本工事」という。）に必要な工事費の負担について、甲が裏面「工事費負担金契約に当たっての重要事項」を了承することを前提としたうえで、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

電源接続案件一括 検討プロセス対象	名称：●●エリアにおける電源接続案件一括検討 (以下、「本一括検討」という。) 公表日：20●●年●●月●●日	
工事の実施	乙は、次のとおり本工事を実施する。なお、本工事において乙が施工した設備の所有権は、いずれも乙に帰属する。	
	<p>&lt;送電設備&gt; (例)・110kV連系送電線新設</p> <p>&lt;変電設備&gt; (例)・●●変電所110kV送電線引出 他</p> <p>&lt;給電設備&gt; (例)・●●変電所遠方監視制御装置改造 他</p> <p>&lt;通信設備&gt; (例)・保安通信回線構成</p> <p>&lt;計量設備&gt; (例)・110kV変成器・計量器(供給用・受電用)設置 他</p>	
工事費の負担	1. 乙は、託送供給等約款に基づき、本工事に伴う工事費負担金(概算額)を甲に請求する(内訳は別紙「工事費負担金内訳書(概算工事費)」のとおり)。 2. 甲は、乙の請求にもとづき、工事費負担金(概算額)を、支払期日までに乙に支払う。なお、支払いに要する振込手数料は、甲の負担とする。	
	工事費負担金 (概算額)	金●●●, ●●●, ●●円+消費税等相当額 (本契約締結時点の消費税率および地方消費税率により算定)
	支払期日	20●●年●●月●●日
竣工予定日 (連系開始予定日)	乙は、本一括検討の対象となる全員の工事費負担金の入金を確認次第、本工事に着手し、竣工(連系開始)予定日は次のとおりとする。 竣工(連系開始)日(予定) 本工事着手から約●●箇月後 《参考》支払期日以内に対象者全員の入金がある場合は、20●●年●●月●●日	

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれその1通を保有する。

20●●年●●月●●日

契約者

甲

広島市中区小網町6番12号

乙

中国電力ネットワーク株式会社  
ネットワークサービスセンター  
所長

## [工事費負担金契約に当たっての重要事項]

### (工事費負担金の確定および精算)

- 第1条 乙は、本工事の竣工後、本工事に要した工事費の実績をもとに工事費負担金を確定させ、甲へ工事費負担金（確定額）を通知する。
2. 工事費負担金（確定額）に加える消費税等相当額は、連系開始日時点の消費税率および地方消費税率により算定する。
  3. 甲は、工事費負担金（確定額）と工事費負担金（概算額）との間に差額が生じた場合には、すみやかに当該差額の精算に応じる。

### (工事内容の変更等)

第2条 乙は、本工事の実施にあたり、関係官庁の許可・認可、用地交渉等その他の乙の責めとならない理由により本工事の設計等を変更せざるを得ない場合には、必要に応じて本工事の内容を変更することができる。

なお、乙は、本工事に要する費用が工事費負担金（概算額）を著しく上回るが見込まれると判断した場合、または本工事に要する費用が工事費負担金（概算額）を著しく上回ったと判断した場合には、すみやかにその理由、金額およびその算定根拠を甲に通知し、増加額についての同意を求めるものとする。この場合、甲は、当該増加額が乙の責めに帰すべき事由によって生じた場合を除き、合理的な理由なく当該同意を拒絶、留保または遅延しないものとする。

2. 他の辞退者の発生により、工事費負担金が増加となる場合、変更後の工事費負担金が甲の負担可能上限額以下であれば、乙から甲への通知により、工事費負担金を変更するものとする。

### (竣工（連系開始）予定日の変更)

第3条 乙は、第2条（工事内容の変更等）による本工事の設計内容の変更によるもののほか、関係官庁の許可・認可、用地交渉、停電作業調整、天候による工事の遅延等その他の乙の責めとならない理由により、本工事が竣工（連系開始）予定日までに完了しない場合には、竣工（連系開始）予定日を変更することができる。

2. 乙は、竣工（連系開始）予定日を変更した場合には、すみやかに甲に変更後の竣工（連系開始）予定日を通知する。

### (工事費負担金の精算および竣工（連系開始）予定日等の確認)

第4条 甲は、本工事の実施にあたり、第1条（工事費負担金の確定および精算）第3項にもとづく工事費負担金の精算、第2条（工事内容の変更等）にもとづく本工事の内容変更、および第3条（竣工（連系開始）予定日の変更）第1項にもとづく竣工（連系開始）予定日の変更の可能性があることに同意する。

2. 甲は、必要に応じて、乙に対して工事費負担金の精算および金額変更の有無ならびに竣工（連系開始）予定日の変更の有無を確認することができる。

### (損害賠償の免責)

第5条 工事内容の変更の有無を問わず、第1条（工事費負担金の確定および精算）第3項にもとづく精算が必要となった場合、または竣工（連系開始）予定日が変更となった場合において、甲に損害が生じたとしても、乙は一切の責を負わない。ただし、これらの変更が乙の故意または重過失による場合にはこの限りではない。

### (本申込みの取消または変更)

第6条 甲は、乙が本工事に着手した後、本申込みを取り消し、または本申込みを変更した場合には、乙が工事費負担金（概算額）として申し受けていない部分も含めて乙が本工事に要した費用の実費全額を負担する。

2. 甲が申込を取り消した場合、本契約は失効し、工事費負担金に充当される乙の託送供給等約款による系統連系保証金に相当する額は返還しないものとする。
3. 他の辞退者の発生により、工事費負担金が増加となる場合、変更後の工事費負担金が甲の負担可能上限額以下であれば、乙から甲への通知により、工事費負担金を変更する。
4. 本一括検討の完了前に甲が甲の辞退によらず甲の負担金可能上限額を超過するなどして連系等できなくなった場合、乙から甲への通知により、本契約は失効するものとする。

(その他)

第7条 本契約に記載されていない事項については、託送供給等約款による。

2. 本契約および託送供給等約款に定めのない事項が生じた場合には、甲、乙は、誠意をもって協議し、その処理にあたる。
3. 本契約に係る訴訟の提起または調停の申立の専属的合意管轄裁判所は、[広島](#)地方裁判所または[広島簡易裁判所](#)とする。
4. 本契約は、すべての点で日本法にしたがって解釈され、法律上の効力が与えられる。
5. 本契約は、日本語のみによるものとし、他の言語によるいかなる翻訳も参考のためのものであって、当事者を拘束するものではない。

以 上

## 工事費負担金内訳書（概算工事費）

項目	金額（円）
〈送電設備〉	
●●● k V 連系送電線新設	●●, ●●●, ●●●
〈変電設備〉	
●●変電所●●● k V 送電線引出 他	●●●, ●●●, ●●●
〈給電設備〉	
●●変電所遠方監視制御装置改造 他	●, ●●●, ●●●
〈通信設備〉	
保安通信回線構成	●, ●●●, ●●●
〈計量設備〉	
●●● k V 変成器・計量器設置（供給用・受電用）他	●●, ●●●, ●●●
工事費負担金 合計	●●●, ●●●, ●●●

（注）金額には、消費税等相当額を含まない。